

## 産婦健康診査の実施について

### 1. 主旨

産婦健康診査は、産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行う健康診査である。産後うつや新生児への虐待防止にも資する取組であることから、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組むため、産婦健康診査を実施する。

### 2. 背景および経緯

産婦健康診査の実施にあたっては、当該診査を実施する病院、診療所および助産所（以下、実施機関）という。）から区へ速やかに結果が報告される体制を整備する必要があるが、都内では居住自治体以外での出産が約半数あり、区ではこれまで公費負担による産婦健康診査を実施していなかった。

今般、東京都、区市町村および東京都医師会の協議の結果、産婦が自治体の区域を超えて健診を受診できるよう、令和8年10月より都内共通受診方式を導入することが決定した。区においても、この仕組みを活用し、令和8年10月1日より公費負担による産婦健康診査を実施する。

### 3. 事業の概要

#### （1）対象

受診日に世田谷区内に居住し、令和8年10月1日以降に産婦健康診査を受診した産婦。なお、産婦には流産及び死産の場合を含む。

※対象人数：3,213人（令和8年10月1日～令和9年3月31日）  
6,425人（令和9年度以降）

#### （2）実施方法

- ① 区は、東京都医師会及び個別契約医療機関に産婦健康診査を委託し実施する。
- ② 区は、妊娠届を受領した際に「産婦健康診査受診票（以下、受診票という）」を交付し、実施機関はこの受診票により健診を実施する。

#### （3）受診回数、受診時期

対象者1人につき2回以内とする。

受診時期は産後2週間、1カ月頃を目安とする。

#### （4）健康診査の内容

- ① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
  - ② 体重・血圧測定
  - ③ 尿検査（蛋白・糖）
  - ④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと
- ※2回とも同内容で実施

(5) 公費負担額

1回5,000円（2回まで）※国の補助単価による。

(6) 実施時期

令和8年10月1日

4. 令和8年度の経費（概算）

歳出額 30,198千円

歳入額 21,802千円

・国補助：母子保健医療対策総合支援事業 補助率1/2

・都補助：とうきょうママパパ応援事業 補助率1/4

5. 受診票が利用出来ない実施機関を受診する場合の対応

受診票を利用できない都外医療機関等で受診した場合、受診者が負担した健康診査費用について、公費負担額を上限とした実費額を申請に基づき支払う。（償還払い）

また、必要時に医療機関と連携するため、産婦から実施機関に受診票を渡し、受診結果を記入してもらうことを案内する。

6. 区民周知

- ・令和8年度版「母と子の保健バッグ」にご案内および受診票を同封する。
- ・令和7年度中に妊娠届出をした令和8年9月1日以降の出産予定者に対して、ご案内および受診票を送付する。
- ・「区のお知らせ」、区ホームページ、区公式X、区公式LINEで周知する。

7. 1か月児健康診査の都内共通受診方式の導入について

区では、令和6年4月1日より1か月児健康診査の費用助成を実施しているが、1か月児健康診査についても、産婦健康診査と同様に、令和8年10月より都内共通受診方式を導入することが決定した。そのため、区の1か月児健康診査については、令和8年10月1日より受診票方式に変更して実施する。

なお1か月児健康診査の実施方法等は、産婦健康診査と同様とする。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和8年 2月 区ホームページに掲載

4月 令和8年度版「母と子の保健バッグ」配付開始

7月 令和7年度中に「母と子の保健バッグ」を受け取った対象者への郵送

9月 区のお知らせ「せたがや」に掲載

10月 事業開始